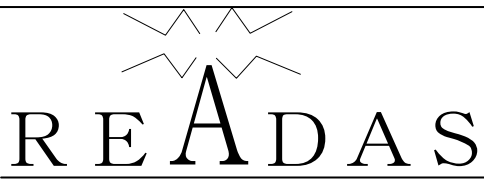


第 4980 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 5月13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 税務調査手続の改正

**Q**：税務調査の手続きが改正されたようですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

平成26年度の税制改正で、事前通知に関する規定が改正されました。

これまで、実地調査をする場合、原則として納税者と税務代理人の双方に連絡をしなければならなかったのですが、この改正により、①納税者の方に、税務代理権証書を提出している税理士等（税務代理人）がいる場合で、②提出された税務代理権証書に、納税者の方への事前通知はその税務代理人に対して行われることについて同意する旨（事前通知に関する同意）の記載があるときには、納税者の方への事前通知は、その税務代理人に対して行えば足りることとされました。

この制度は、平成26年7月1日以後に行う事前通知から適用されます。

この「事前通知に関する同意」は、税務代理権証書に記載することにより有効になりますので、税務代理権証書以外の書面や口頭により「事前通知に関する同意」を示しても、認められませんので注意してください。

なお、この税務代理権証書は、平成26年6月30日以前であっても提出することができますが、この場合には、使用する税務代理権証書の様式が異なりますので注意してください。

